#### 第 $oldsymbol{3}$ 章

# 文在寅政権の中小・ベンチャー企業政策

---連続性と新たな方向性----

金 炫成

### はじめに

韓国は、2015年に中小企業の判定基準を大きく変更した。それまでは基本的に従業員数ベースの基準を採用したが、それを売上高ベースに変えた<sup>1)</sup>。新基準に基づくと、2019年末現在で689万3700社に達する企業のうち、99.9%を占める688万8400社が中小企業に該当する。文在寅政権の発足後に限ると、2017年の629万6000社から2019年までの2年間で約59万社が増えた。この中小企業では約1744万人が働いており、全就業者の82.7%を占めている(表3-1)。

このように国民経済に占めるウェイトを意識しなければならないので、歴代の大統領選挙戦では、ほぼすべての候補が中小企業の現場や関連団体を訪れ、陣営の中小企業関連政策を発表して支持を訴えるのが恒例になっている。2017年4月10日、当時の文在寅候補も中小企業中央会(日本における全国中小企業団体中央会に相当)で講演会を開いた。その際、芳名録に「中小企業の天国を作り上げます」と書き、中小企業重視路線をアピールした。実際、政権発足の直後、中小企業「庁」を日本の省にあたる中小ベンチャー企業「部」に格上げすると発表した。以前の保守系政権、つまり李明博政権および朴槿恵政権との差別化を図るため、大企業に比べて弱者である中小企業、とりわけ小規模事業者を指す小商工人(正確には

<sup>1)</sup> 正確には、①規模基準、②資産基準、③独立性基準をすべて満たす必要がある。①は3年間の年平均売上高400億~1500億ウォン以下(業種別)であること、②は資産5000億ウォン以下であること、③は相互出資制限企業集団(財閥系企業集団)から独立していること。

表3-1 韓国における中小企業の判定基準(新基準)

企業数(社)

			中小企業(計	-)			
年	合計	大企業		中企業	小企業	小商工人 (小規模事業者)	
2015	5,893,802	4,191	5,889,611	83,342	323,720	5,482,549	
2016	6,085,434	4,520	6,080,914	87,341	323,469	5,670,104	
2017	6,301,013	4,803	6,296,210	93,024	328,095	5,875,091	
2018	6,643,756	5,062	6,638,694	97,829	340,885	6,199,980	
2019	6,893,706	5,271	6,888,435	102,327	344,180	6,441,928	
従業員数(万人)							
2015	1,926	323	1,603	361	441	802	
2016	1,964	327	1,636	374	437	825	
2017	2,009	341	1,669	386	430	854	
2018	2,059	349	1,710	386	428	897	
2019	2,108	364	1,744	394	428	922	

(出所)中小ベンチャー企業部「中小企業基本統計」より、筆者作成。

「自営業者+小規模事業者」の意味)2)の保護と支援を全面に出した。

政権引継ぎ委員会の役割を担った「国政企画諮問委員会」は,選挙公約をベースにして,政権運営のマスタープランである「文在寅政権国政運営5カ年計画」(以下,5カ年計画)を2017年7月19日に発表した。その内容から,政権が中小企業とベンチャー企業をどのように位置づけていたかを推察することができる。1つ目は,「大企業・中小企業・小規模事業者」のポジショニングである。大企業に対してはグローバル市場で競争を,中小企業に対しては中堅企業への成長を,そして小規模事業者に対しては伝統市場³(商店街・市場)での創意発揮を,それぞれがめざすべき役割と位置づけた。2つ目は,ベンチャー企業についての位置づけである。第4次産業革命で必要なイノベーションを牽引する主役としてベンチャー企業を再評価した上、ベンチャー企業の創業促進と成長支援を重要な政策

<sup>(</sup>注) 1)小企業:3年間平均売上高10~120億ウォン以下(業種別)。

<sup>2)</sup> 小商工人(小規模事業者): 小企業のうち, 常時勤労者5~10人未満(業種別)。

<sup>2)</sup> 韓国では「小商工人」の用語が広く使われている。本章では簡潔に「小規模事業者」に訳すことに する。

<sup>3)</sup> 商店街またはいちば(市場)を意味し、「在来市場」とも呼ばれる。

#### 課題に捉えた。

本章では、文在寅政権における中小企業政策がどのように展開されたかについて考察し、それに対する評価を試みる。そして政権が推し進めようとした政策の方向性も探っていく。中小企業政策の守備範囲はまさに広く、産業政策と重複する分野もある。大統領選挙で勝利した「共に民主党」の選挙公約集と、「5カ年計画」が掲げた施策も多岐にわたる。そのなかで小規模事業者向け政策、大・中小企業の相生協力の一環で拡げようとしたプロフィット・シェアリング制、そしてベンチャー企業政策を考察の対象とする。論点としては、①各政策における政権発足時の課題、②展開した施策の内容と特徴、③それに対する評価の3つを挙げる。②に関しては制度化の成敗、③に関しては連続性・非連続性という観点に基づいて検討する。

# 1

### 小規模事業者向け政策

#### 1-1. 政権発足時の課題

1990年代半ば頃から、大型マート(日本のショッピングセンターに相当)<sup>4)</sup> 事業への新規参入が相次いだ。とくに、財閥系企業がそれを主導した。新世界グループは1993年にEマート第1号店を、その翌年にはアメリカのプライスクラブ(コストコの前身)と合弁でコストコ第1号店をオープンした。1996年にはロッテグループがロッテマートを、1997年にはサンスン物産の流通事業部がホームプラス(Homeplus)を始めた。流通系のニューコア百貨店グループも、1995年にキムスクラブ(Kim's club)第1号店をオープンした。これらの大型マートは、ファミリー層の多いマンション団地の近くに出店し、共働き世帯をターゲットに24時間営業を導入する店舗まで現れた。

大型マートは低価格を強みにしたため、高い物価上昇率で苦しむ消費者に歓迎

<sup>4)</sup> 総合スーパー (GMS) が展開するショッピングセンター。一般的に、①商店街の小規模スーパー、②総合スーパー、③大型マート、④大型商業施設(複合ショッピングモール)の順で、規模が大きくなる。Eマート、ロッテマート、そしてホームプラスなどが大型マートの例である。

された。政府も、自由競争の促進のみならず、物価安定というマクロ経済目標に相応しい業態と捉え、規制には消極的であった。しかし、大型マートの市場シェアが徐々に伸び、伝統市場から客を奪い取ると、伝統市場の小規模事業者から不満の声が上がりはじめた。そこで、大型マートに対して営業を制限する規制を取り入れた。にもかかわらず、伝統市場など商店街にとって、総合スーパーを擁する大型マートやショッピングモールは生業そのものを脅かす強者であり、大型マートの出店予定地には近隣の小規模事業者からの出店反対デモが恒例になった。文在寅政権においても、弱者の小規模事業者への対策が必要になった。自営業者比率がアメリカ、日本、EUの主要国に比べて高い韓国では尚更である。2019年基準で、就業者数に対する自営業者の比率が24.6%も占めている(図3-1)。統計庁の「経済活動人口調査」(日本の「労働力調査」に相当)によると、長期的には、2000年の36.9%から2017年の25.4%に下がってはいるものの50、依然としてアメリカ(6.1%)、日本(10.0%)、フランス(12.2%)、ドイツ(9.6%)に比べてはるかに高い。

一方、デジタル化支援も課題に浮上した。金大中政権期の2001年にすでに電子政府法が施行され、韓国政府は行政業務のデジタル化を進め始めた。盧武鉉政権からは、今日の電子政府サービスに関して磐石の基礎を築き、現在はほとんどの行政サービスをネットで利用できるようになった。民間においても、高いインターネット普及率とキャッシュレス決済率からわかるように、デジタル化が国民生活の隅々まで浸透するようになった。政権発足時の2017年における国民の支払手段をみると、支払件数ベースで現金の割合は全体の36.1%、口座振込は6.5%にすぎなかった。支払額ベースでは現金が20.3%、口座振込が約16.7%であった60。すなわち、支払額ベースでクレジットカードなどのキャッシュレスが63%も占めており、2019年になるとそれが74.6%まで上がった。ところが伝統市場では、現金払いが2019年においても78.5%を占めている。大型マートやスーパーと競争するには大きなマイナス要因になる。なぜならば、韓国でクレジッ

<sup>5)</sup> 統計庁 KOSISより。OECD諸国を対象にしたイジングック編 (2020, 40~46) の分析によると、 1人当たりGNIは、自営業者比率に有意に負の関係にある。

<sup>6)</sup> 韓国銀行金融決済局(2020, 5)。最も多いのは、クレジットカード払いである。2019年に支払件数ベースで43.7%、支払額ベースで53.8%を占めている。

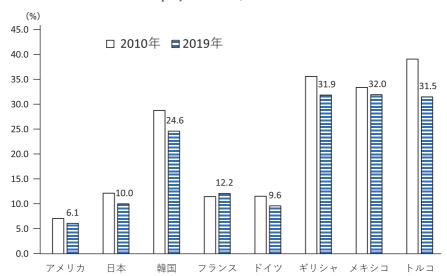


図3-1 自営業者比率(Self-employment rate)の国際比較

(出所)OECD Data (2021), Self-employment rate (indicator). doi: 10.1787/fb58715e-en (Accessed on 16 December 2021)より,筆者作成。
(注)就業者に占める自営業者比率(無給の家族従事者を含む)。韓国のデータは「非賃金労働者」。

トカード払いの一定分は所得控除の対象になるため、消費者は少額でもクレジットカード払いが可能な大型マートを好むからである。そこで、小規模事業者もこのような取引パターンと支払手段の大転換に対応できるよう、デジタル教育とその支援が必要となった。

もう1つ見逃せないのは、コロナの感染拡大によるパンデミック対策である。 町や商店街にある飲食業、そして教育サービス業(おもに学習塾)の大半を占め る小規模事業者は、感染防止対策で強いられた営業規制によって深刻なダメージ を受けた。それにより、何らかの資金援助が喫緊の課題に浮上するようになった。

#### 1-2. 保護策

保護策の代表例として、「生計型」適合業種制と大型商業施設に対する規制を 挙げることができる。これらは文在寅政権が新たに取り組んだ施策とは言い切れ ないので、以前の政権における施策との連続性の観点から検討する。

まず、政府の指定業種に対する参入規制についてみてみよう。中小企業のみ参

入を認めるこの制度は、1979年に導入された中小企業「固有」業種指定制に遡る。2006年まで続いたこの制度は、「中小企業事業調整法」を根拠にし、対象業種を製造業に限定した。当時の中小企業庁が対象業種を指定し、違反すると罰則を下す強い保護策であった(表3-2)。1979年に23業種が指定されてから、1989年になると237業種まで対象が増えた。その後は減り続け、制度が廃止される盧武鉉政権期の2006年には18業種しか残らなくなった。廃止理由として、政策による保護が逆に当該業種の中小企業を安住させて競争力低下の要因になるとした点、そして逆差別という大企業から廃止要求が強かった点を挙げることができる。進歩政権で、むしろこのような弱者保護策が廃止されたのはアイロニーである。

しかし、この制度は李明博政権期の2011年に、中小企業「適合」業種指定制という名称で復活した。大企業と中小企業の協力を後押しするために政府主導で設立した同伴成長委員会<sup>7)</sup> に対象業種の指定権限を与え、以前の「固有」業種指定制に比べて政府介入の程度を弱める半面、対象を製造業からサービス業まで広げた。この制度はあくまでも勧告レベルの参入規制であるため、勧告を受け入れなくても企業名が公表されるくらいしか効力をもたない(表3-2)。しかし、大企業にとっては実際の「No」サインの意味であった。2012年にLED照明製造業が対象業種に指定されると、すでにエンジニアを集めて商品化まで完了したサムスン電子やLG電子など大企業は参入を諦め、関連のエンジニアが海外の競争企業に流出されることも起きた。

文在寅政権は、小規模事業者を限定して保護する目的から、2018年12月に「生計型」適合業種制を導入した。中小企業一般の保護が目的である「適合」業種指定制よりは、強い拘束力をもつ。しかし、対象業種の選定にかかる審査期間が少なくとも9カ月もかかるほど長い点、制度運営の両輪の1つである同伴成長委員会が、文在寅政権に入ってからは開店休業状態に陥った点などがあわさって、コチュジャン・味噌・豆腐・自販機・児童用参考書・書店などが指定されるくらい

<sup>7)</sup> あくまでも民間の委員会である。大企業、中小企業、そして専門家グループから推薦された委員 で構成する。予算の多くを大企業からの寄付金で賄っていたが、現在はおもに中小ベンチャー企業部 からの受託事業と、予算支援に頼っている。

区分	「固有」業種指定制	「適合」業種指定制	「生計型」適合業種制	
開始	1979年(~2006年まで)	2011年	2018年12月	
目的	中小企業の経営安定	大・中小企業間の合理 的な役割分担	小規模事業者の生存権 保護	
対象業種	中小企業形態の事業に 適合する業種, 製造業	中小企業形態の事業に 適合する業種,製造業+ サービス業	多数の小規模事業者が 営む業種, 製造業+サー ビス業	
指定権者/有効期間	旧中小企業庁/とくに なし	同伴成長委員会/3年 +3年(最大6年)	同伴成長委員会の推薦・ 中小ベンチャー部の指 定/5年(延長可能)	
効力	禁止(罰則あり)	勧告(罰則なし,企業名 の公表のみ)	禁止(罰則あり:是正命 令→企業名の公表→不 履行時に売上高の5% 以内で履行強制金処分)	

表3-2 「固有」業種指定制・「適合」業種指定制・「生計型」適合業種制の比較

(出所)パクヒソクほか(2019, 36)に基づき,筆者作成。

にすぎず、実績は乏しい状況にとどまった。

ここで、1979年からの「固有」業種指定制、2011年に復活した「適合」業種指定制、そして文在寅政権が導入した「生計型」適合業種制を比較してみる。同じ趣旨のものに見受けられるが、まったく同じものではない。「固有」業種指定制と「適合」業種指定制は、大企業と中小企業の役割分担を意識して設計された制度だったのに対し、「生計型」適合業種制のほうは、中小企業のなかでもさらに弱い存在である小規模事業者の生存権保護に着目した制度である点に違いがある。弱者保護を標榜する政権と裏づける制度の1つといえる。

つぎに、大型商業施設に対する規制についてみてみよう。流通業に関して、2000年代までは既存の規制を緩和する流れであった。李明博政権期となる2010年代に入ってからはそれが一変し、小規模事業者の保護を全面に出し、新たな規制をかけはじめた。2010年には伝統市場内®に大型マートと企業型スーパー(Super-Super Market: SSM)の新規出店を制限する規制を、2011年には24時間営業を制限する規制を、2012年には大型マートと企業型スーパーに月2日以上の定休を義務づける規制を導入した。それに加えて、大型マートの出店時

<sup>8)</sup> 流通関連法律では、「伝統商業保存区域」という用語を使っている。

に行う許認可審査の要件と基準を厳格化し、出店そのものを行政判断で制限できる余地を与えた。

文在寅政権においては、論理的に考えると小規模事業者を保護するために規制をさらに強化するはずで、2017年の大統領選挙で「共に民主党」も、既存の立地規制と営業時間の規制を複合ショッピングモールまで拡大適用することを公約に入れた(共に民主党 2017, 121)。しかし、政権発足後の「5カ年計画」に営業時間の規制は含まれたが、立地規制については触れられていなかった。以後、与党によって大型マートと同じ規制を複合ショッピングモールにも適用する内容の改正法案が発議されているものの、保守系野党と流通業界からの反対で、法改正は進まなくなった。なお、小規模事業者すべてが複合ショッピングモールへの規制拡大を求めるとは言い切れない。モールに店舗を構える多くは実は小規模事業者であり、そこからは規制拡大に反対する声もある。そして、コロナの感染拡大によるパンデミックで、流通業自体が実店舗よりはオンライン中心に大きくシフトした。これらの点からすると、大型商業施設に対する規制強化の力は、その勢いを失ったといえる。

#### 1-3. 支援策

支援策の背景と制度化の経緯を、以前の政権に遡ってみてみよう。1990年代後半のアジア金融危機を克服する過程で、韓国における喫緊の課題は失業対策であった。相次ぐ企業破綻と大型リストラで自営業に転じざるを得なくなった人々が増え、その支援が重要課題となった。そこで、2000年に既存の「小企業支援に関する特別法」を「小企業および小商工人支援に関する特別法」に改正し、小規模事業者支援の法的根拠を明確にした。そして、2005年には小規模事業者の基盤である伝統市場を支援する目的で「伝統市場および商店街育成のための特別法」も制定した。これらの法整備に加え、2009年には伝統市場専用のクーポン券(オンヌリ商品券)を発行するなど、支援策も多様化した。2015年には、小規模事業者だけを対象にする「小商工人保護・支援法」を制定し、後の「小商工人基本法」のベースとなった。関連の組織づくりにおいても、約2兆ウォン規模の

「小商工人市場振興基金」,支援策の執行機関でもある「小商工人市場振興公団」<sup>9)</sup>, そして民間の団体である「小商工人連合会 | が次々と発足した。

文在寅政権では、基本的にそれまでの法整備と支援策を遂行する組織を継承した。そのなかで、小規模事業者向け政策を中小企業政策の枠組みから独立させた点は特徴的である。以前から小企業事業者側の念願でもあった「小商工人基本法」を2020年に制定し、中小企業基本法と対等なレベルに位置づけた。小商工人基本法は、「小規模事業者の法的地位と権利保障、関連政策の統一性・体系性・持続性の確保、小規模事業者の持続可能な成長と経営安定、社会・経済的地位の向上、雇用安定」を制定の理由に挙げた。おもな内容として、小規模事業者を支援するため3年ごとの基本計画の策定(関係部処合同 2016)、関連政策の審議・調整のため中小ベンチャー企業部に小商工人政策審議会の設置、専門の調査・分析・評価のため研究評価機関(小商工人市場振興公団)の設置と運営、などが規定された。内容こそ多岐にわたるものの、中小企業基本法のそれをほば踏襲した。たとえば、中小企業企基本法にならって、小規模事業者の基準を超えても3年間は関連支援が受けられるという、「卒業猶予制度」も取り入れた。なかでも、デジタル化支援を全面に出した点と選挙公約で示した小規模事業者の雇用保険料補助を明記した点は、特色のあるものといえる。

支援策の内容は、コロナ禍によるパンデミックを境に大きく変わった。政権発足直後は、おもに支援の基盤づくりに注力した。大統領秘書室に専門秘書官ポストを、中小ベンチャー企業部に専門局を設置するとともに、小規模事業者支援関連の予算も2017年の2兆9000億円から、2019年には3兆4000億円に増額した。2017年から2018年までは、最低賃金の引上げによる副作用を抑えるため、小規模事業者の負担を軽減する方向で支援を行った。雇用保険料の補助、クレジットカード手数料の引下げ誘導、オンヌリ商品券の普及促進、そして商店街駐車場の設置支援などがその例である。

小規模事業者のデジタル化対応を後押しするため、政府は2020年9月に、支援策の方向をデジタル化支援に転換すると発表した(関係部処合同2020)。アフ

<sup>9)</sup> 小規模事業者を管轄する「小商工人振興院」と、伝統市場を管轄する「市場経営振興院」を統合 して、2014年に設立。

ターコロナに布石を打つ対策でもある。伝統市場におけるモバイル決済への対応支援、スマート工場の普及支援、オンデマンド型デジタル教育、伝統市場内のデジタルマネージャの配置などを内容に盛り込んだ。中小ベンチャー企業部が毎年発表する「業務計画」でも、2020年版からはデジタル化支援について多くの紙面を割くようになった。小規模事業者を対象にする2021年の支援事業を概観すると、①政策融資、②「開業→成長→再チャレンジ」という成長段階別の支援、③小規模事業者固有の事業、に分けられている。①は典型的な政策資金の供給であるが、特徴的なのは工場のスマート化支援が3000億ウォン規模になっている点であり、そこからもデジタル化支援の重要度がうかがえる。そして②と③に関しても、デジタル、オンライン、そしてスマート化関連事業を多く取り上げており、まさに支援策の方向転換といえる。

#### 1-4. コロナ対策---現金給付と損失補償---

2020年3月、政府はコロナ対策として第1次災難支援金の支給を発表した。所得制限はあるものの、大半の国民を対象にする現金給付であった。現金に代わってクーポン券(地元愛商品券)<sup>10)</sup> も選べるようにし、伝統市場と小規模事業者を間接的に支援する仕組みをとった。そして、2020年9月には第2次災難支援金の支給を発表した。とくに、小規模事業者への現金給付を内容とする「新たな希望資金」を支給することにした。年売上高4億ウォン以下かつ売上減少業種には100万ウォンを、営業制限を受けた業種には最大200万ウォンまで支給する内容であった。また、オンライン申請を基本にして迅速支給を図った。しかしコロナの感染拡大は収まらず、その後も現金給付を続けた。2021年1月からは「支え木資金」という名称で、前回の現金給付とほぼ同じ基準と方式で業種別に100~300万ウォンを支給した。そして、2021年3月からは「支え木資金プラス」という名称で、100~500万ウォンを支給した。売上減少分を反映して支給額を細分する仕組みを取り入れた。なお2021年8月には、最大2000万ウォンまで給

<sup>10)</sup> 各地方自治体が、紙媒体・カード型・モバイル型で発行する。前述したオンヌリ商品券の地域限 定版である。発行額(国費支援による発行が3分の2)は2018年の3700億ウォンから、2019年には3 兆2000億ウォンに、2020年には13兆3000億ウォンまで増えた。行政安全部によると、2021年の発 行予定額は約15兆ウォンである(行政安全部「報道資料」2021年1月14日)。

付する「希望回復資金」の支給も始めた。以上の4回の給付金すべてに満額支給を受けた小規模事業者は、最大3000万ウォンをもらうことになる(表3-3)<sup>11)</sup>。

にもかかわらず、政府の防疫対策によって営業制限が余儀なくされた業種からは、損失補償を求める声が絶えなかった。それで、現金給付は弥縫策にすぎないとし、営業制限措置に対する損失補償を制度化する動きが与野党で広がった。政府、そして与野党の意見の隔たりはなかったため、2021年7月に法改正を行い、2021年10月から補償するようになった。ただし、補償は法改正以後の損失分に限った点、補償率を損失の80%までにした点、そして予算の枠内での補償にすぎない点で、充分な補償にならないという課題を次期政権に残したままであった。

表3-3 小規模事業者への現金給付

時期	事業名	内容	対象 (人,社)	総額 (ウォン)
2020年9月	新たな希望資金	<ul><li>・第2次災難支援金の一環</li><li>・初めての現金給付</li><li>・100~200万ウォン支給</li><li>・一般業種/集合(営業)制限業種/集合(営業)禁止業種に区分</li></ul>	約251万	約2兆8000億
2021年1月	支え木資金	・第3次災難支援金の一環 ・100~300万ウォン支給	約301万	約4兆2000億
2021年3月	支え木資金プラス	・第4次災難支援金の一環 ・100~500万ウォン支給 ・売上減少の大きい業種に重点支 給	約291万	約4兆8000億
2021年8月	希望回復資金	・コロナ被害3種パッケージ支援 の一環 ・40~2000万ウォン支給(32種 類に細分)	約178万	約4兆2000億

(出所)中小ベンチャー企業部「報道資料」(2021年8月17日)に基づき,筆者のまとめ。

<sup>(</sup>注) 2021年12月現在のものであり、対象者数と総額は資料によって異なる。

<sup>11)</sup> 補正予算を組み、「防疫支援金」という名称で2021年12月には100万ウォンを、そして2022年2 月には300万ウォンを一律支給した。対象は、営業制限業種と売上減少業種の小規模事業者(政府推 計では約320万人)である。

#### 1-5. 評価

文在寅政権における小規模事業者向け政策は、保護策と支援策を同時に進める 形をとったといえる。しかし、保護策の代表例である「生計型」適用業種制は、 その実績が乏しい結果となった。そして営業時間規制の大型商業施設への適用拡 大は実現から遠ざかるようになった。その理由は、政権が当初想定した政策ニー ズと小規模事業者側が実際に望むニーズとのギャップにあると考えられる。

一方,支援策に関しては、2019年までの取り組みをみると、商店街の活性化支援や小規模事業者の就業者への転職支援である「希望リターン事業」などは、以前からの既定路線にあった内容がほとんどであった。そして、2020年からは支援の方向をデジタル化支援に転換した。コロナ対策がそれを後押しした面もあるが、韓国のITインフラの成熟度からすると、必然的な路線でもあった。

これらの政策を評価するには、コロナ禍の影響はあまりにも大きい。それを勘案した上で、いくつかのデータをみてみよう。まず統計庁の「経済活動人口調査」によると、韓国の自営業者数<sup>12)</sup> は2002年をピークに減少しはじめ、その傾向に変わりはないことが確認できる。2017年の568万人から、2020年には553万人に減った。その結果、自営業者比率も同じ期間で21.3%から20.6%に下がった。注目したいのは、自営業者のうち従業員を雇わない「1人自営業者」の割合が、2018年の70.7%から2020年には75.2%になり、むしろ増えた点である。政権発足直後に踏み切った最低賃金の引上げと、政権後半のコロナ禍によるパンデミックが、小規模事業者に与えた影響の深刻さを表す。政権が当初めざしたとおり、政権の施策が小規模事業者の減少には功を奏したようにみえるが、より重視した「生計型」の小規模事業者の減少までには至っていないことを意味する。

<sup>12)</sup> 面接調査で「自営業者」と回答した数値であるため、中小企業の新基準に基づいて推計した「表 3-1 (小規模事業者数)」のデータと隔たりがある。

# 2 プロフィット・シェアリング制の試み

#### 2-1. 政権発足時の課題

大企業と中小企業の関係に対する政策の基軸は、盧武鉉政権を境に路線変更があったといえる。盧武鉉政権以前までは、大企業による下請けいじめをはじめとする不公正取引慣行の是正に重点がおかれていた。盧武鉉政権からはそれに加え、大・中小企業の相生協力がもう1つの重要な柱になった。その例が、2006年の「大・中小企業の相生協力の促進に関する法」に基づく、プロフィット・シェアリング(Profit sharing)<sup>13)</sup>のスタートである「成果共有制」の導入である。李明博政権期の2010年には、相生協力の普及と拡散を担わせるため、同伴成長委員会を政府主導で発足させた。そこからすると、プロフィット・シェアリングは以前の政権から引き継いだものにみえる。しかし、制度の導入目的から捉えると、文在寅政権が試みた施策は以前と異なる側面も垣間みえる。以前は、あくまでも大・中小企業間の格差縮小がおもな目的だったのに対し、文在寅政権では、格差の縮小に加え、大・中小企業の協力によるイノベーションの波及(Spill-over)効果をもめざした。それだけでなく、2006年からの成果共有制が抱えた制度上の問題、つまり制度疲労を解決することも課題となった。

#### 2-2. プロフィット・シェアリングの概念

成果共有制は、内容面で2種類が存在する。1つ目は、下請取引における「成果(=達成した目標)」を共有する制度で、「大・中小企業の相生協力の促進に関する法」に基づくものである。下請事業者(おもに中小企業)と親事業者(おもに大企業)が原価削減や新技術開発などの目標を設定し、下請事業者がその目標を達成するように親事業者が支援し、その結果で得られる成果を両事業者が共有する契約を結ぶ仕組みである。制度の目的は、下請事業者の原価削減努力に対し、大企業の協力と支援を働きかけることにある。政策面で、参加する親事業者に対

<sup>13)</sup> 本章では、成果共有制、協力利益共有制、そして未来利益共有制を総称して「プロフィット・シェアリング」と呼ぶことにする。

しては同伴成長ポイント<sup>14)</sup>の加点や認証制による間接的なインセンティブが与えられる。2つ目は未来成果共有制とも呼ばれており、「中小企業人力支援特別法」に法的根拠をもつ、中小企業とその労働者の間で締結する成果共有制である。制度の目的は、中小企業で働く労働者の賃金または福利厚生の改善にある。労働者が目標と共有内容について企業と事前に契約を結び、所定の目標を達成した場合に、企業が契約どおりの賃金または福利厚生を与える仕組みである。それらの契約の締結を、政府が推奨するという意味をもつ。

文在寅政権は、1つ目の下請取引における成果共有制の拡大版である「協力利益共有制」を導入しようとした。中小ベンチャー企業部(報道資料、2018年11日6日)は、協力利益共有制を「大・中小企業間、中小企業同士、または下請取引者の間で事前に協力契約を結び、協力の結果で獲得する親事業者の『財務成果(利益)』<sup>15)</sup>を共有する制度」に定義した。成果共有制であれ協力利益共有制であれ、事前に契約を結び、得られたプロフィット(Profit)を共有(Share)する点で共通する。

### 2-3. 成果共有制の問題点と政府案の3大原則

既存の成果共有制は、アイロニーではあるが、中小企業に敬遠される制度でもある。大企業と中小企業が合意で設定する目標は、おもに生産過程における原価削減である。しかし原価削減が、逆に下請取引が継続するにつれ、納入価格の引下げ要因に働く可能性もある。そこで成果共有制は、民間ではそれほど支持されず、政府の影響下におかれている政府系企業を中心に導入されるようになった。なお、共有の対象が不明瞭であるという点も指摘できる。要するに、何を共有するかが曖昧であり、原価削減や新技術開発を成功したとしても、中小企業が期待できるメリットはそれほど魅力的ではない。また、成果共有制は下請関係の製造

<sup>14)</sup> 中小企業への協力度合いを示すもので、同伴成長委員会が数値化する。ポイントは毎年メディアをとおして公表されるため、大企業に対しては企業イメージ改善の誘因に働く。

<sup>15)</sup> 成果共有制では下請事業者が達成した「コスト」面での成果を共有の対象に想定したのに対し、協力利益共有制では親事業者が達成した「アウトプット」として利益を共有の対象に想定するものである。

業を前提にするため、急成長のプラットフォーマー<sup>16)</sup> に適用するのは困難である。 そこで制度を見直して非製造業にも導入するために講じられたのが、協力利益共 有制である。

2018年11月に発表された政府案では、協力利益共有制の導入における3大原則を掲げた。①市場経済原理との両立、②導入企業に対する支援、③中小企業と大企業の双方におけるイノベーションの促進、がそれである。①は、大企業の純利益など財務利益まで共有させる制度であると批判する経済界と保守系野党に対する反論であり、導入を強制しない点をアピールするためである。②は、既存の成果共有制では税制上の優遇措置など、政策インセンティブが貧弱であったことを補完するためである。③は、あくまでもイノベーション立国の主役は中小企業であることを強調するためである。

#### 2-4. 賛否の対立

協力利益共有制の導入企業に対して、税制上の優遇措置など政策インセンティブを与え、導入を促すためには法改正が必要になる。しかし、協力利益共有制をめぐっては政権発足初期から賛否が明確に分かれた。「保守対進歩」というイデオロギー対立のみならず、大企業を擁護する経済界からの反対論に対する市民・労働団体からの推進論の対立も、激しく展開された。表3-4は、両陣営の論拠をまとめたものである。反対論が市場主義原理との両立を危惧するのに対し、政府(正確にいうと与党)は導入を強制ではなく任意にするため、問題ないとした。

2019年からは、政府案に基づいてモデル事業を開始した<sup>17)</sup>。類型として、共同の研究開発をとおして得られる利益を、大企業の営業利益や販売量に連動して中小企業と共有する「協力事業型」、プラットフォーム系業種において共同事業をとおして得られる利益をコンテンツのアクセス数や販売量に連動して共有(たとえば、手数料の調整など)する「マージン補償型」、そして大企業の財務利益の達成に貢献した下請事業者の寄与分を、大企業自らが算定して共有する「インセ

<sup>16)</sup> 取引がネットで行える場 (プラットフォーム) を提供する企業。モバイルまたはインターネット上の, 飲食デリバリーサービスやネット通販 (EC)。

<sup>17)</sup> モデル事業に過ぎないがゆえに、与えられるインセンティブはごく限られている。

反対論

- ・取引関係にある個々の中小企業の寄与分を 正確に計算するのは非常に困難。
- ・大企業の最終利益を中小企業に譲渡することを前提にするので、大企業のステークホルダー(株主、従業員)の利益を侵害する恐れ。
- ・協力利益の共有が重荷になり、下請関係の解消、あるいは生産拠点の海外移転をさらに煽ってしまい、むしろ国内の雇用減をもたらす恐れ。
- ・導入を任意にしても、行政の許認可が必要な 業種においては半強制に見受けられる恐れ。

- 推進論
  ・大企業は長期取引によって下請企業についての寄与分などの情報を蓄積しているはず。
- 導入しない企業が不利益を被ることはないように制度設計すると、株主の利益など個人の財産権を侵害する恐れはない。
- ・有力なグローバル企業において、協力利益の 共有が自社のイノベーションを促進した事 例がすでにある。資本主義の基本原理と両立 可能を証明する。
- ・大・中小企業の関係が従来の従属関係から 戦略的協力関係に転換され、中小企業に対し てもイノベーションを引きつける。

(出所)国会産業通商資源中小ベンチャー企業委員会(2020, 7~9)より抜粋し,筆者作成。

ンティブ型」の3つが提示され、2019年から2年間で約103社がモデル事業に登録した。制度をより広げて持続可能にするためには、法改正によって政策優遇の根拠を設ける必要がある。しかし、賛否の対立の溝は埋まらず、法整備は行き詰まりの状況にとどまった。

#### 2-5. 評価

プロフィット・シェアリングの制度化は、盧武鉉政権から始まった。しかし表 3-5からわかるように、以後の展開をみると、必ずしも各政権のイデオロギーに 整合して展開したわけではない。李明博政権期の同伴成長委員会委員長(鄭雲燦氏)も、個人の意見にすぎないとすぐ発言を撤回したものの、類似した超過利益 共有制を主張したことがある。

一方,連続性・非連続性という軸で考えると,プロフィット・シェアリングの概念そのものは連続性のあるものといえる。ただし,大企業の最終利益までを分け合いの対象にする協力利益共有制の構想は,非連続性の側面もある。企業規模間の賃金や利益率の格差が縮まらないかぎり,どの政権においても同じ趣旨の制度導入の動きは現れると考えられる。

表3-5 プロフィット・シェアリング関連のおもな出来事

2006年(盧武鉉政権)	成果共有制の導入、POSCO事例(下請事業者と原価削減契約を締結し,次回の発注量に連動させた事例)の紹介
2007年	中小企業と労働者の間における未来成果共有制を導入
2011年(李明博政権)	同伴成長委員長による超過利益共有制の提唱と経済界からの反発。 発端は大企業労働者と下請労働者におけるボーナス支給額の過度 な格差
2012年	成果共有制の確認(認証)制を開始
2013年(朴槿惠政権)	国政課題のなかに成果共有制の促進を提示
2017年(文在寅政権)	100大国政課題に成果共有制および未来成果共有制の促進と協力 利益共有制の導入を提示
2018年11月	協力利益共有制の導入ロードマップ(政府案)を発表
2019年~	協力利益共有のモデル事業を開始
	関連の改正法案の発議と経済界・保守系からの反対

(出所)各種資料より筆者作成。

## 3 ベンチャー企業政策

#### 3-1. 政権発足時の課題

1997年にベンチャー企業に対する認証制を導入して以来、ベンチャー企業の 育成は中小企業政策の重要な柱になっている。文在寅政権も、ベンチャー企業を イノベーション立国における重要なアクターに位置づけ、ベンチャー企業の創業 と成長を最重要課題の1つに掲げた。冒険(Venture)企業に訳されることから わかるように、ベンチャー企業の創業と成功には高いリスクを伴うため、必然と してリスクマネーからの投資は欠かせない。しかし、イノベーション立国をとお して更なる経済成長をめざすには、リスクマネーの供給が充分ではなく、投資し たリスクマネーの回収市場も限られていた。とくに2007年から世界金融危機が **顕在化すると、韓国の資金市場にもリスク回避の傾向が顕著に表れた。そのため** ベンチャー企業支援策においてリスクマネーの供給は優先順位の高い課題となっ ていた。どのように評価するかは別として.朴槿恵政権のスローガンであった「創 造経済 の続編を期待するベンチャー企業側からの政策ニーズもあった。

もう1つの課題は、いわゆるピーターパン症候群対策であった。中小企業基準を超えても3年間は中小企業とみなすという「猶予期間」をすぎると、政府事業や公共調達に参加する際にもらえる加点や、税制上の優遇などのメリットを受けられなくなる。ベンチャー企業認証による優遇も、中小企業であることを前提にする。そのため、李明博政権では中小企業基準を超えた企業を対象にする中堅企業政策をスタートさせたものの、中小企業であるがゆえに、受けられる優遇に比べて貧弱なメリットしか与えられない。その結果、中小企業基準を超えた成長を望まず、故意に企業分割を行う企業まで現れるようになった。ベンチャー企業として創業し、いわゆるユニコーン(Unicorn)企業への成長を阻害する現象である。そこで、伝統型の中小企業であれベンチャー企業であれ、創業期をすぎて成長期または跳躍期にフォーカスした支援策が課題となった。

#### 3-2. 創業促進と制度改編

創業促進については、2017年11月に発表した「革新創業エコシステムの造成方案」でその具体策が示された(関係部処合同 2017)。この方案は、文在寅政権が掲げた3つの政策基調(所得主導成長、革新成長、公正経済)<sup>18)</sup>のうち、革新成長の手段としてベンチャー企業の創業促進を重要課題に取り上げた。2000年前後に起きた第1次ベンチャーブームに比べて創業が停滞していたこと、とりわけイノベーション基盤の創業割合が低かったこと、そしてリスクマネーの取引市場が欧米に比べて未熟であったことを創業促進策の背景に挙げた。内容としては、①優秀な人材によるイノベーション基盤創業を後押しする制度づくり、②スタートアップ企業に積極的に投資するベンチャーキャピタルの育成、③「創業→失敗→再チャレンジ」、そして「投資→回収→再投資」といった好循環モデルの構築を、3大戦略に定めた。

真っ先に踏み切ったのは、ベンチャーキャピタルを意味する「創業投資会社」の最低資本金要件を、従来の50億ウォンから20億ウォンに引き下げたことであった。これにより、ベンチャーキャピタル新設のハードルが一層下がった。その効果もあって、2017年に121社だった創業投資会社が、2019年には149社、

<sup>18)</sup> 企画財政部「報道資料」(2021年5月7日)。

2020年には165社まで増えた(韓国ベンチャーキャピタル協会 2021)。なお、エンジェル投資家に対する税制上の優遇を手厚くした。そして、創業間もない企業が政策金融から融資を受ける際に慣行であった連帯保証の要求を、政府系金融機関に対して廃止するように働きかけ、民間の金融機関への波及を誘導した。

ベンチャー企業関連の制度改変にも着手した。注目に値するのが「ベンチャー投資促進法」の制定とベンチャー企業認証制度の見直しである。2019年まで、ベンチャーキャピタル関連法は「中小企業創業法」と「ベンチャー企業育成に関する特別法」に分かれていた。前者は「創業」投資に関して、後者は母胎ファンド(Fund of Funds)<sup>19)</sup>とベンチャー企業投資に関して規定した。2020年に、それを「ベンチャー投資促進法」に一元化した。この法律は、シリコンバレーで注目されるSAFE(Simple Agreement for Future Equity)<sup>20)</sup>と呼ばれる投資スキームの導入を認めるなど、ベンチャー投資家に好まれる内容を含めた。そして、2020年にベンチャー企業認証制度にもメスを入れた。まず、認証業務を技術保証基金や中小ベンチャー企業振興公団などの政府系機関ではなく、民間主導のベンチャー確認委員会に委譲した<sup>21)</sup>。1997年から始まった認証制は、官から民への権限移譲が大きな流れであって、その一環である。そして認証評価において成長性と革新性を以前より重視した点、研究開発組織の要件を緩和した点、ベンチャーキャピタルにアクセラレーター(Accelerator)の役割を強化した点なども特徴的な変更といえる。

#### 3-3. スケールアップ支援

創業間もない企業は、成長するどころか、生き残ることも至難の業であるといわれる。とくに創業後3~7年はデスバレー(Death valley)と呼ばれ、ベンチャーキャピタルからの投資も遠ざかる傾向がある。ここで、セカンドステージに入った企業の跳躍を支援する政策をスケールアップ支援という。

<sup>19) 2005</sup>年に政府主導で設立された韓国ベンチャー投資(KVIC)は、おもに公的資金を財源に母胎ファンドを立ち上げ、他のベンチャー投資の呼び水の役割を果たす。

<sup>20)</sup> 先に投資を行って、その持分率は後の投資家の価値算定によって決まる契約。

<sup>21)</sup> 委員会は評価機能を有していないため、評価業務は政府系機関や関連団体が担当する。初代委員長には、民間のベンチャー企業家をあてた。

韓国の中小企業政策では、その跳躍の場を海外市場で模索した点で特徴がある。 李明博政権期の2011年から始まった「ワールドクラス300事業」と「グローバル強小企業事業」は、有望な中小企業と中堅企業が海外市場に積極的に進出するように働きかけるため、その費用を補助する事業であった。文在寅政権も、基本的にこの海外進出を支援する事業を継続した。新しく施策した「グローバルブランド育成事業」<sup>22)</sup>と「予備ヒドゥンチャンピオン (Hidden champion) <sup>23)</sup>事業」も、基本的に海外市場を視野に入れた内容であった。

一方、中小企業専用の研究開発支援を政権の任期内に2倍に増額すると掲げたが、実現には遠い結果となった。以前に比べて、従来型の中小企業の研究開発に対する関心が薄れたといえる。2021年から産業通商資源部が立ち上げた「スケールアップ型技術事業化プログラム」も従前の施策の延長版にすぎず、規模も少額にとどまっている。ほかに新産業と脚光を浴びせる「D・N・A」(Digital, Network, AI) 分野のベンチャー企業のスケールアップを支援するため、2020年4月から「Kユニコーンプログラム」も推進しているが、パンデミックの影響で目立った進展はみえない状況になった。

#### 3-4. 評価

ベンチャー企業に対する支援策は、以前の政権と連続性が強いようにみえる。ベンチャーの創業に対する重点支援、成長段階別に細分化した支援も既定路線である。スケールアップ支援に関しても、李明博政権期から始まった中堅企業支援策の延長線上にある内容にすぎない。その半面、ベンチャー企業に必要なリスクマネーの不足に着目し、アイデアさえあれば誰でも創業できる基盤づくりに注力した点は、評価に値する。起業家精神の国際比較調査であるGEM(Global Entrepreneurship Monitor)調査が公表した国別創業環境指数(National Entrepreneurship Context Index: NECI)で、韓国のランキングは2018年の14位

<sup>22)</sup> 韓国 (Korea) の頭文字 「K」をつけ、K-POP、K-Beauty、K-防疫など 「K」字の使用を推奨する事業。

<sup>23)</sup> 李明博政権期の2014年に、「中堅企業の成長促進および競争力強化に関する特別法」(中堅企業法)を制定する際、韓国政府が大いに参考したドイツの企業群である。韓国では「強小企業」とも呼ばれる。詳しくは、ハーマン、上田監訳・渡部訳(2015)を参照されたい。

(54ヵ国中)から、2020年に9位(44ヵ国中)まで上昇した(GEM 2018/2019; 2020/2021 Global Report)。なお、2016~2020年の4年間でベンチャー認証を受けた企業数は18.8%も増えており、ベンチャー投資額(100.2%増)はとりわけICT分野、バイオ・医療分野、そして流通・サービス分野で急増した(表3-6)。今後、リスクマネーから投資を受けたベンチャー企業のうち、何割が生き残り、そのうちどのくらいがユニコーン企業に成長するかを注視したい。なお長いスパンでみる必要はあるが、政権がめざすとおり、これらの支援策が果たして国全体のイノベーションを牽引したのかも注視すべきポイントになる。

表3-6 ベンチャー認証企業数とベンチャー投資の変化(2016~2020年)

			2016	2017	2018	2019	2020	2016~2020 年の変化率
ベンチャー認証企業数(社)		33,260	35,282	36,820	37,008	39,511	18.8%	
	投資先数(社)		1,191	1,266	1,399	1,608	2,130	78.8%
新	新 投資額計(億ウォン)		21,503	23,803	34,249	42,777	43,045	100.2%
規		ICT製造	959	1,566	1,489	1,493	1,870	95.0%
ベ		<u>ICTサービス</u>	4,062	5,159	7,468	10,446	10,764	<u>165.0%</u>
ン		電機・機械・装備	2,125	2,407	2,990	2,036	2,738	28.8%
チ	業	化学・素材	1,502	1,270	1,351	1,211	1,765	17.5%
ヤ	種	バイオ・医療	4,686	3,788	8,417	11,033	11,970	<u>155.4%</u>
1	別	映像・公演・音楽	2,678	2,874	3,321	3,703	2,902	8.4%
投		ゲーム	1,427	1,269	1,411	1,192	1,249	-12.5%
資		流通・サービス	2,494	4,187	5,726	8,145	7,242	190.4%
		その他	1,570	1,283	2,077	3,518	2,546	62.2%

(出所)韓国ベンチャーキャピタル協会(2021.1)より計算。

(注)小数点以下を切り捨てたため、投資額計と業種別データの合計は一部不一致。

### おわりに

弱者保護を標榜する文在寅政権にとって、中小企業政策はその目玉領域の1つ ともいえる。その真剣さを全面に表すためにも、管轄省庁の格上げに踏み切る必 要があった。そして中小企業関連の予算額をみてみると、2018年の8兆9000 億ウォンから、2019年には10兆3000億ウォンに、2020年には13兆4000億ウォンに、そしてコロナ関連対策費が膨らむ2021年には16兆8000億ウォンに、2022年には19兆ウォンまで増えている(中小ベンチャー企業部、2021年12月3日「報道資料」)。2018年から2022年まで政府の全体予算が41.1%増えたのに対し、中小企業関連予算は113.5%も増えた。

展開した施策をみると、以前の政権に比べて斬新な取り組みが一部あるものの、総じていうと既定路線からの微調整にすぎないものが大半であった。連続性と非連続性という軸で考えると、「連続性」が強いことを意味する。これをもって、政権の施策を取り巻く諸条件の変化に対応する「適応能力」と評価する見方もあるかもしれない。

連続性、そして適応能力のなかでも、文在寅政権の中小企業政策がめざした新たな方向性はあると考えられる。本章の結論になるが、それはほかならぬ「共有」であるといえる。保守系野党と経済界からの反対によって、未完で終わった「協力利益共有制」の試みがその例であろう。ここでいう共有とは、弱者対強者の対立構図を前提にし、強者の利益を弱者と分け合うことを表す。強者の「大企業」と弱者の「中小企業」、細分すると強者の「中企業」と脆弱な弱者の「小規模事業者」、強者の「企業歴のある企業」と弱者の「創業間もない企業」、強者の「企業」と弱者の「労働者」がその対立構図の中身である。文在寅政権は、前の政権を継承して相生協力という政策枠組みのなかで対立の緩和を模索する一方、強者に対しては弱者への分配、または配慮を働きかける施策に取り組んだといえる。

最後となるが、文在寅政権における中小企業政策のスタンスを2つの軸をもって評価することも可能である。1つ目は、消極的な施策を意味する「保護策」と積極的な施策を意味する「支援策」の軸である。とくに小規模事業者向け政策では、両軸を並行するスタンスを維持したといえる。政権の前期は保護策に軸足をおいたようにみえるが、目立った成果が残せず、後期にいくと支援策に注力するようになった。もう1つは、企業を意味する「組織」と労働者を意味する「人」の軸である。小規模事業者関連であれベンチャー企業関連であれ、文在寅政権が推し進めた施策の趣旨説明のところに、「働き口の創出と人中心の経済システムを構築するために」という目標が先に述べられていた。経済システムの主体のう

ち,企業より人を上位に位置づけていることを意味する。そこから,文在寅政権 は組織の成長より人の暮らしを重視した政権であったといえる。

#### [参考文献]

#### 〈日本語文献〉

ハーマン・サイモン,上田隆穂監訳・渡部典子訳 2015.『グローバルビジネスの隠れたチャンピオン企業――あの中堅企業はなぜ成功しているのか(新装版)』中央経済社.

#### 〈韓国語文献〉

- 관계부처합동 [関係部処合同] 2016. 「소상공인 경쟁력 강화 방안 (제1차 (2017-2019) 소상공인 지원 기본 계획」[小商工人の競争力強化方案(第1次(2017-2019)小商工人支援基本計画)] 2016年11月3日.
- ----- 2017. 「혁신성장 생태계 조성방안」[革新創業エコシステムの造成方案] 2017年11月2日, 拡大経済関係長官会資料.
- ----- 2020. 「상공인 디지털 전환 지원 방안 (소상공인 성장 혁신 방안 2.0)」「小商工人のデジタル転換支援方案 (小商工人の成長革新方案 2.0)] 2020年9月17日.
- 국정기획자문위원회 [国政企画諮問委員会] 2017. 『문재인정권국정운영5개년계획』[文在寅政権国政運営5カ年計画] 国政企画諮問委員会.
- 국회산업통상자원중소벤처기업위원회[国会産業通商資源中小ベンチャー企業委員会] 2020. 「대- 중소기업 상생협력 촉진에 관한 법률 일부개정법률안 검토 보고서 (2020년 7월)」[大・中 小企業の相生協力の促進に関する法律の一部改定法律案検討報告書 (2020年7月)] 국 회 [国会].
- 기획재정부 [企画財政部] 2021. [보도자료] [報道資料] (2021年5月7日).
- 더불어민주당 [共に民主党] 2017. 『나라를 나라답게――제19대 대통령선거 더불어민주당 정책 공약집』[国を国らしく――第19代大統領選挙共に民主党政策公約集] 더불어민주당 [共に民主党].
- 박희석・정현철・위평량・강만수・윤재웅 [パクヒソク・チョンヒョンチョル・ウィピョンリャン・カンマンス・ユンゼウン] 2019. 『소상공인 생계형 적합업종 선정의 영향과 실효성에 관한 연구』[小商工人の生計型適合業種選定の影響と実効性に関する研究] 서울연구원/서울신용보증재단 [ソウル研究院/ソウル信用保証財団].
- 이진국편 [イジングク編] 2020. 『자영업에 대한 종합적 분석과 정책제언』[自営業に関する総合的分析と政策提言] KDI.
- 중소벤처기업부 [中小ベンチャー企業部] [보도자료] [報道資料]
- (2018年11月6日, 2020年1月9日, 2021年4月26日, 2021年8月17日, 2021年12月3日).
- ―― 各年 (2018~2021). 『중소벤처기업부 업무계획』[中小ベンチャー企業部業務計画] 중소 벤처기업부 [中小ベンチャー企業部].
- 한국벤처캐피털협회 [韓国ベンチャーキャピタル協会] 2021. [2021年9月Venture Capital Market Brief」 한국벤처캐피털협회 [韓国ベンチャーキャピタル協会].

한국은행 금융결제국 [韓国銀行金融決済局] 2020. 「2019년 지급수단 및 모바일금융서비스 이용 행태 조사결과」[2019年支払手段およびモバイル金融サービスの利用行態調査結果] 한 국은행 [韓国銀行].

행정안전부 [行政安全部] 2021. [보도자료] [報道資料] (2021年1月14日).

#### 〈インターネット資料〉

고용노동부 [雇用労働部] [고용노동통계] [雇用労働統計]

(http://laborstat.moel.go.kr/hmp/index.do, 最終アクセス日: 2020.10.4).

(https://www.evaluation.go.kr/main/main2.jsp, 最終アクセス日: 2021.10.5).

문화체육관광부 [文化体育観光部] 「대한민국정책브리핑」 [大韓民国政策ブリーフィング]

(https://www.korea.kr/main.do, 最終アクセス日: 2020.12.3).

법제처 [法制処] 「국가법령정보센터」 [法制処国家法令情報センター]

(https://www.law.go.kr/, 最終アクセス日: 2021.10.15).

벤처기업협회 [ベンチャー企業協会] 「벤처확인종합관리시스템」 [ベンチャー確認総合管理システム] (https://www.smes.go.kr/venturein/home/viewHome, 最終アクセス日: 2021.12.20).

중소벤처기업부 [中小ベンチャー企業部] [중소기업기본통계] [中小企業基本統計]

(https://www.mss.go.kr/site/smba/foffice/ex/statDB/temaList.do?param1=3&param2=0\*, 最終アクセス日: 2021.10.12).

----- [통계자료][統計資料]

(https://www.mss.go.kr/site/smba/submain/submain04.do, 最終アクセス日: 2020.12.3).

통계청 [統計庁] [경제활동인구조사] [経済活動人口調査]

(https://kosis.kr/statisticsList/statisticsListIndex.do?vwcd=MT\_ZTITLE&menuId=M\_01\_01#D\_2.2, 最終アクセス日: 2021.11.30).

----- [국가통계포털 (KOSIS)][国家統計ポータル (KOSIS)]

(https://kosis.kr/index/index.do, 最終アクセス日: 2020.5.4).

Global Entrepreneurship Monitor Global Report

(https://www.gemconsortium.org/report, 最終アクセス日: 2022.2.1).

OECD Data (https://data.oecd.org/, 最終アクセス日: 2021.12.16).

©IDE-JETRO 2022

本書は「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示-改変禁止 4.0 国際」の下で提供されています。 https://creativecommons.org/licenses/by-nd/4.0/deed.ja

